

葉山国際カンツリー倶楽部 乗用カート利用約款

第1条（本約款の目的）

本約款は、葉山国際カンツリー倶楽部（以下「当倶楽部」といいます。）の電磁誘導乗用カート（以下「乗用カート」といいます。）の利用に関する基準を定め、施設利用者および従業員の安全並びに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期することを目的とします。

第2条（本約款の遵守）

乗用カートの発進と停止の操作（リモコン及びカート本体にあるスタート・ストップボタンの操作）を行う者（以下「操作者」といいます。）及び、当該カートに同乗する者（以下「同乗者」といいます。また、操作者及び同乗者を総称して「利用者」といいます。）は、乗用カート利用に関し、本約款を遵守する義務と責任を負います。

第3条（乗用カート利用の申込）

乗用カート利用の申し込みは、「葉山国際カンツリー倶楽部利用約款」第3条（施設利用の申込）の申し込みを受けたときに、同時に乗用カート利用の申し込みがあったものといたします。

第4条（操作等の制限）

- 1 利用者は係員の乗用カート利用に関する指示に従ってください。
- 2 乗用カートは、5人乗り電磁誘導式乗用カートです。定員を守ってください。
- 3 乗用カートは、埋設された電磁誘導線上に位置しているときのみ、発信／停止ボタンの操作のみで、自動走行ができます。
- 4 手動運転は、絶対にしないでください。

第5条（操作責任者）

操作者は、乗用カートの操作に際しては、次の事項を遵守してください。

1 操作開始の際の注意事項

- (1) 乗用カートの操作の開始は、必ず当倶楽部係員（担当キャディを含む）の指示に従ってください。
- (2) アルコール類を飲用した方やその他の事由により正常な操作が困難な方は、操作を禁止します。
- (3) 操作の開始に際しては、必ずリモコン及び乗用カート本体にあるスタート・ストップボタンその他の装置が正常作動することを確認してください。
- (4) 乗用カートは人や物に反応しないので、発進は必ず乗用カート前後の安全を確認したうえで行ってください。

2 走行の際の注意事項

- (1) 乗用カート道路の走行に関し、走行方法等でナビなどの注意喚起があるときは、これに従って操作してください。
- (2) 乗用カートは人や物に反応しないので、乗用カートの位置の前後の安全を確認しながら操作してください。
- (3) 乗用カート道路と管理用道路の交差する場所は十分注意してください。
- (4) 走行中は、常に前方の安全を確認し、危険を感じた場合は直ちに停止ボタンを押して停止してください。

3 停止等の注意事項

乗用カートを停止させるときに、フロントバンパーを蹴って停止させたり、障害物センサーの前に立って停止させることは絶対にしないでください。

第6条（同乗者等の注意事項）

同乗者は、乗用カートの利用に際し、次の事項を遵守してください。

- （1）乗用カートの走行用装置（電源、ブレーキペダル、前後進切替えレバー等）には一切手を触れないでください。
- （2）乗用カートが発進、及び停止する際、あるいはカートが勾配のある場所や曲折した場所を走行する場合はもとより 乗車時は必ず把持部分（アームレスト、アシストグリップ等）に掴まってください。
- （3）乗用カートの走行中は、カートから身体、衣服、用具等がはみ出さないよう留意してください。
- （4）乗用カートは人や物に反応しないので、走行中のカートの前を歩いたり、直前を横切らないでください。
- （5）乗用カートは急停車する場合がありますので、すぐ後ろをついて歩かないでください。また停車中の乗用カートの後ろに立つときは、後続の乗用カートに注意してください。
- （6）乗用カートへの乗車は定員を守ってください。

第7条（利用の中止等）

利用者に、本約款あるいは当倶楽部約款その他の規則に反する行為があったときは、乗用カートの利用を中止、あるいは施設の利用を中止させていただくことがあります。

第8条（リモコンスイッチの管理と返却）

- 1 リモコンスイッチは、プレー中は操作者が管理し、プレー終了後は必ず乗用カートに返却してください。
- 2 乗用カートのリモコンスイッチを紛失または破損した場合は、利用者の責任においてその損害を賠償していただきます。

第9条（事故の場合の連絡）

利用者はプレー中の事故または乗用カート事故が発生した場合もしくは乗用カートが故障した場合、プレーを中断し、ただちに マスター室にその旨を連絡してください。

第10条（事故の場合の責任等）

- 1 操作者が、乗用カートの運行に関し、故意または過失により、第三者（同乗者やキャディを含む）の身体や財産に危害を及ぼし、あるいは当ゴルフ場の施設（乗用カート、その他の施設内の物品を含む）に損害を及ぼす事故を起こした場合には、当該乗用カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
- 2 同乗者が、故意または過失により、乗用カート事故を誘生せしめた場合には、当該乗用カート事故の態様に応じ、操作者と連帯して、あるいは単独にて、当該乗用カート事故により生じた人的、物的損害を賠償していただきます。

以上

附 則

本約款は、令和5年2月1日より施行します。